

参考資料¹**I. 実証事業の実施体制****1. 環境省**

環境省は、実証対象技術分野の選定、実証運営機関の選定、実証試験方法の技術開発、ウェブサイトによる実証試験結果等関連情報の公表の他、実証事業全体の方針策定、運営管理を行う。

2. 環境技術実証事業検討会

環境省総合環境政策局長の委嘱により設置された「環境技術実証事業検討会」（以下、「実証事業検討会」という。）は、環境省が行う事務をはじめとして、実証事業の実施に関する基本的事項について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。

3. 実証運営機関

- (1) 実証運営機関としては、各技術分野に1機関を設置することができる。
- (2) 実証運営機関は、実証試験要領の作成、実証機関の選定、実証機関への実証試験の委託、実証申請者から実証試験にかかる手数料の項目の設定と徴収を行う（手数料の徴収については、事業の運営上効率的であり適切な執行が確保されると環境省が判断する場合、実証機関は当該業務を実証機関に委託することができる）他、対象技術分野において事業の円滑な推進のために必要な調査等を実施する。実証試験方法の技術開発については、必要に応じ、環境省に代わり実証運営機関が行うこともできる。なお、実証運営機関においては、該当する分野の環境技術の普及を図るために、環境省からの委託又は請負による業務の他に、自ら積極的な情報発信等の取組を行うことが望ましい。
- (3) 実証運営機関は、実証機関の選定の観点に照らし適切と認められた場合に限り、自ら実証機関の機能を兼ねることができる。ただしその場合にも、当該機関への過度の業務集中を避けるため、原則として、実証機関としての活動は必要最低限度とすることが望ましい。

4. 分野別ワーキンググループ（WG）

実証運営機関により設置された、対象技術分野毎のワーキンググループ（以下、「分野別WG」という。有識者（学識経験者、ユーザー代表等）により構成。原則公開で実施。）は、実証運営機関が行う事務のうち、実証試験要領の作成、実証機関の選定等について、（分野毎の）専門的知見に基づき検討・助言を行う。また、分野別WGは当該分野に関する専門的知見に基づき、環境技術実証事業検討会を補佐する。

なお、適切な場合には、いくつかの対象技術分野を束ねた1つの分野別WGを設置することができる。また、より効果的な制度の構築のため、必要に応じ、ベンダー代表団体等も含めた拡大WG（ステークホルダーミーティング）を開催することができる。実証機関の選定手続きや拡大WGについては、議論の内容に企業秘密を含む場合があることから、非公開とすることができる。

¹:本参考資料は、平成22年度以降の環境技術実証事業の実証運営機関の募集においてのみ有効です。

5. 実証機関

実証機関は、実証手数料の詳細額の設定、実証対象技術の企業等からの公募、実証対象とする技術の審査、実証試験計画の策定、技術の実証（実証試験の実施等）、実証試験結果報告書の作成を行う。実証機関は、予算の範囲内において、各技術分野に複数設置することができる。

6. 技術実証委員会

実証機関により設置される技術実証委員会（有識者（学識経験者、ユーザー代表等）により構成。）は、実証機関が行う事務の実施について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。

7. 実証試験方法開発機関

環境省又は実証運営機関は、ある実証項目に関し適当な実証試験の方法が無い場合には、実証試験方法の技術開発を適切な機関に依頼することができる。

II. 実証運営機関の選定

1. 実証運営機関の選定の手続き

- (1) 環境省は、必要に応じ実証事業検討会の助言を受けつつ、実証運営機関を募集する。
- (2) 実証運営機関となることを希望する機関は、環境省の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証運営体制等に関する関係書類を、環境省に提出し申請する。
- (3) 環境省は、(2) の申請を受け、2. の観点を考慮し、必要に応じ実証事業検討会の助言を受けつつ、実証運営機関を選定する。
- (4) 環境省は、(3) で選定した実証運営機関と委託又は請負契約を締結し、実証運営機関は、契約内容に従い、実証にかかる運営業務を行う。

2. 実証運営機関選定の観点

実証運営機関の選定に当たっては、以下の観点を参考にしつつ、実証運営機関に求める要件を明確にした上で、書面審査、及び必要に応じてヒアリング審査を行う。

(1) 実証運営機関業務に対する姿勢

- ・環境技術の普及のため、実証運営機関業務を意欲的に遂行する姿勢が認められること。

(2) 組織・体制

- ・実証運営機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること
- ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること
- ・JISQ 9001：2000 (ISO 9001：2000)「品質マネジメントシステム要求事項」に準拠した品質管理システムを構築していること
- ・構築した品質管理システムを文書化し実施すること
- ・定期的な内部監査を実施すること
- ・実証運営業務にかかる記録の保持を実施すること

(3) 技術的能力

- ・担当技術分野に関する十分な実績を持つ人員を有していること
- ・担当技術分野に関する知見を有する十分な人員を有していること

(4) 公平性の確保

- ・実証機関の選定等の各手続きにおいて、実証機関によって情報や対応が異なるおそれがないこと
- ・実証運営業務で知り得た技術情報等の機密保持手続きが、実証機関・実証申請者等により異なるおそれがないこと
- ・実証機関が行う実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、実証申請者により情報や対応が異なるよう、実証機関に影響を及ぼすおそれがないこと

(5) 公正性の確保

- ・特定の実証機関、実証申請者等への助言その他行為により、実証運営事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと
- ・実証機関の選定及び実証試験の委託等の各手続きにおいて、特定の実証機関、実証申請者等との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと
- ・実証機関が行う実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、特定の実証申請者等との利害関係が実証機関に影響を及ぼすおそれがないこと
- ・実証機関や実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること

(6) 経理的基礎

- ・実証運営機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること
- ・定期的に会計監査を実施すること

(7) 経費積算等の妥当性

- ・環境省が定める仕様に基づき、適正に実証運営業務を行えるよう経費の積算がなされていること
- ・環境省が定める仕様に基づき、適正に実証機関が実証業務を行えるよう、実証機関への委託額又は請負額の積算がなされていること

III. 実証試験要領の策定

1. 実証運営機関は、別紙1「実証試験要領の構成」を参考に、分野別WGで検討の上、必要に応じ環境省と協議の上、対象技術分野毎に実証試験要領を定め、環境省の承認を受けることとする。なお、実証試験要領は、実証試験実施結果、科学技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ、改定を行うものとする。

実証試験要領には、申請者が実証運営機関に納付すべき手数料の項目を定める資料を添付するものとする。当該項目の設定に当たっては、実証機関が自らの手数料予定額を設定できるよう、可能な限り具体的なものとしなければならない。

2. 環境省又は実証運営機関は、ある実証項目に関し適当な実証試験の方法が無い場合等には、実証試験方法開発機関に、実証試験方法の技術開発を依頼することができる。その場合、実証運営機関は、実証試験方法開発機関の検討結果を踏まえ、実証試験要領を策定する。

IV. 実証機関の選定

1. 実証機関の選定の手続き

- (1) 実証運営機関は、対象技術分野毎に、分野別WGで検討の上、実証機関を募集する。
- (2) 実証機関となることを希望する機関は、実証運営機関の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証体制等に関する関係書類を、実証運営機関に提出し申請する。
- (3) 実証運営機関は、(2)の申請を受け、分野別WGでの検討も踏まえつつ、実証機関を選定する。実証機関の選定結果については、環境省に報告し、承認を受ける。
- (4) 実証運営機関が実証機関となることを希望する場合には、(3)の選定は、環境省により、必要に応じ実証事業検討会の助言を受けつつ、実証機関として機能を兼ねることが適切であるかどうかも考慮した上で、実施される。
- (5) 実証運営機関は、(3)で選定した実証機関と委託又は請負契約を締結し、実証機関は、契約内容に従い、実証を行う。

2. 実証機関選定の観点

実証機関の選定に当たっては、実証機関に求める要件を明確にした上で、書面審査、及び必要に応じてヒアリング審査を行う。

(1) 組織・体制

- ・実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること
- ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること
- ・JISQ 9001:2000 (ISO 9001:2000)「品質マネジメントシステム要求事項」、JISQ 17025:2000 (ISO/IEC 1705)「試験所及び校正機関の能力に関する一般的要求事項」等に準拠した品質管理システムを構築していること
- ・構築した品質管理システムを文書化し実施すること
- ・定期的な内部監査を実施すること
- ・実証業務にかかる記録の保持を実施すること

(2) 技術的能力

- ・技術分野に関する十分な実績を有していること
 - * 新たに設立される法人については、技術分野に関する十分な実績を持つ人員を有していること
- ・実証試験を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること（必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない）
 - * 自ら試験研究機関を持たない機関については、上記(1)、(2)の観点を踏まえ、十分な組織・体制及び技術的能力を擁する組織と連携するなどにより、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であること

(3) 公平性の確保

- ・実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、実証申請者によって情報や対応が異なるおそれがないこと
- ・実証業務で知り得た技術情報等の機密保持手続きが、実証申請者等によって異なるおそれ

がないこと

(4) 公正性の確保

- ・特定の実証申請者等への助言その他行為により、実証試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと
- ・実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、特定の実証申請者等との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと
- ・実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること

(5) 経理的基礎

- ・実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること
- ・定期的に会計監査を実施すること

(6) 経費積算等の妥当性

- ・実証運営機関が定める仕様等に基づき、適正に実証業務を行えるよう経費の積算がなされていること
- ・手数料予定額が、実証試験要領に添付されている「手数料項目」を踏まえ、適切に設定されていること

V. 実証の対象技術の審査

1. 対象技術の審査の手続き

- (1) 実証機関に選定された機関は、選定後速やかに、実証運営機関及び必要に応じ環境省と協議の上、実証試験要領に添付されている「手数料項目」を踏まえ、自らの単価等を考慮し、当該技術実証に係る手数料予定額を設定し、実証運営機関に登録する。手数料予定額には、いくつかの前提条件や留保条件等に応じて場合分けし、幅を持たせてもよい。ただし、申請する者が自らの納付すべき手数料額を想定できるよう、可能な限り具体的なものとすること。
- (2) 実証機関は、対象技術分野毎に、自らの手数料予定額を明示して対象技術を公募する。技術実証を受けることを希望する者（開発者、販売店等。以下、「実証申請者」という。）は、実証機関に申請することとする。なお、実証機関は、自らの実証受け入れ能力の限度内において、当該年度内に可能な限り長い公募期間を設けることとするが、試験実施可能な季節が限られる等合理的な理由がある場合には、公募期間を短縮することができる。
- (3) 実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。なお、実証申請書の内容は、実証試験要領において定めることとする。
- (4) 実証機関は、申請された技術に対し、2. の要件を考慮し、必要に応じ技術実証委員会の助言を得つつ、当該技術の実証可能性を審査し、実証運営機関の承認を得ることとする。なお、実証運営機関は、予算執行の重複排除の観点から、同一と見なすことのできる技術が複数の実証機関に申請された場合、いずれか一つの実証機関においてのみ実証が行われるよう、実証機関間の調整を行うことができる。その後、実証運営機関は、承認した審査結果について、環境省に報告する。
- (5) 実証機関は、申請技術の審査結果について、当該技術の申請者に通知する。なお、審査の結果、当該技術を実証の対象としないこととした場合には、当該申請者への通知に際しその

理由を明示するものとする。実証機関、実証運営機関及び環境省は、選定された対象技術の概要を公開する。

※ 実証運営機関を兼ねる実証機関が対象技術を公募・審査する際には、(1)～(5)において、必要に応じ「実証運営機関」を「環境省」に、「技術実証委員会」を「分野別WG」に読み替える。また、当該機関は、自らの公募に対し申請のあった技術について、必要に応じ、関係者の合意の上で、当該技術分野の別の実証機関にその実証を委任することができる。(「関係者」とは、環境省、委任予定の実証機関、当該技術の申請者をいう。)

2. 対象技術の審査の要件

対象技術の審査に当たっては、以下の要件に照らし、申請のあった技術の実証可能性を審査する。また、実証運営機関は、分野別WGによる検討を踏まえ、必要に応じ、技術分野ごとの環境保全効果等に関する選定の観点を追加することができる。

(1) 形式的要件

- ① 申請技術が、対象技術分野に該当するか
- ② 申請内容に不備は無いか
- ③ 商業化段階にある技術か

(2) 実証可能性

- ① 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか
- ② 実証試験計画が適切に策定可能であるか
- ③ 実証試験にかかる手数料を実証申請者が負担可能であるか

(3) 環境保全効果等

- ① 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
- ② 副次的な環境問題等が生じないか
- ③ 高い環境保全効果が見込めるか

VI. 実証試験計画の策定

1. 実証機関は、実証試験要領に基づき詳細な試験条件等を規定するための実証試験計画を、実証申請者との協議を行いつつ、技術実証委員会で検討した上で作成し、実証運営機関に提出する。実証運営機関は、必要に応じ、実証機関に対し、実証試験計画についての意見を述べることとすることとする。

2. 実証申請者は、実証機関に対し、実証試験計画の内容について承諾した旨の文書を提出することとする。

3. 1.において、ある技術について、当該技術の特徴により当該実証試験要領で想定していないような副次的な環境影響が生じる場合等、当該技術に適用される実証試験要領に従っては当該技術の環境保全効果等が適切に実証できないおそれがあり、実証試験要領に定められた試験方法を一部変更することが適切である場合には、実証機関は、実証運営機関及び申請者と協議し、実証申請者の了承を得た上で、必要に応じ、実証試験要領と異なる試験方法を採用することが

できるものとする。

VII. 実証試験の実施

1. 実証機関は、各対象技術について、実証試験要領、及び実証試験計画に基づき、実証試験を行う。その際、実証機関は、実証試験の開始前に実証運営機関と調整の上、技術毎に当該実証試験に係る手数料の額及び納付期日を確定し申請者に通知し、申請者は、当該通知を受け、期日までに、実証運営機関に手数料を納付する。納付期日は、原則、実証試験開始前とする。
2. 実証機関は、必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることができる。その際、実証機関は、当該外部機関において実証試験が実証試験要領及び実証試験計画に従い適切に行われるよう、指導・監督を行うこととする。
3. 何らかの理由により実証試験が完了できなかった場合、又は、実証試験途中における実証試験計画の変更等により申請者が納付すべき手数料額に変更が生じる場合には、実証機関は、環境省及び実証運営機関にその経緯を説明し承認を得た上で、申請者と協議し、そこまでの試験に要した費用を精算し、申請者が納付すべき手数料額を確定する。
4. 上記1～3により実証申請者から実証運営機関に納付された手数料相当額は、委託又は請負契約に基づく事業の費用の一部として、実証運営機関から実証機関に支払うこととする。

VIII. 実証試験結果報告書の作成

1. 実証機関は、技術実証委員会での検討を経た上で、実証試験結果報告書を取りまとめ、実証運営機関に提出する。実証運営機関は環境省に報告し、承認を得ることとする。実証試験結果報告書の承認に当たっては、分野別WGによる検討も踏まえつつ、実証運営機関又は環境省は、実証機関に対し必要に応じ意見を述べることとする。また、実証試験結果報告書の作成の際にには、実証試験要領に規定する実証試験結果報告書の内容・様式に従うこととする。
2. 承認を得た実証試験結果報告書は、実証運営機関を通じ実証機関に返却される。実証機関は、承認を得た実証試験結果報告書について、実証申請者への送付を行う。なお、環境省は、実証試験結果報告書を承認した後、ロゴマーク及び実証番号を申請者に交付する。
3. 全ての実証試験結果報告書は、実証試験結果の如何を問わず、環境省ウェブサイトに登録され、公開するものとする。

IX. 費用分担

1. 本実証事業においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転及び試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の自己負担とし、実証試験実施に係る実費（実証機関に発生する測定・分析等の費用、人件費、消耗品費及び旅費）は手数料として申請者が負担し、その他の費用（実証事業検

討会、分野別WG及び実証委員会の運営費用等)は環境省の負担とする。詳細については、実証運営機関が実証試験要領で定める。

2. 上記「実証試験実施に係る実費」には、必要に応じ、一般管理費を含めることができる。

X. 免責事項

1. 本実証事業の実施に伴い、実証申請者に機器の故障、破損等の損害が発生した場合は、故意又は重過失による場合を除き、環境省、実証運営機関、実証機関その他の当実証事業関係機関は責任の一切を負わない。
2. 機器の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き実証申請者が責を負うものとし、環境省、実証運営機関、実証機関その他の当実証事業関係機関は責任の一切を負わない。
3. 実証結果報告書の公開により、実証申請者と第三者の間に係争が生じた場合は、環境省、実証運営機関、実証機関その他の実証事業関係機関は一切の責任を負わない。
4. 対象技術の基本性能に関する仕様が変更された場合には、変更後の技術に対しては、実証結果報告書のデータは適用されず、ロゴマークも使用できない。
5. ロゴマークの使用に伴い、ロゴマークの使用者に問題等が発生した場合は、環境省、実証運営機関、実証機関その他の当実証事業関係機関は責任の一切を負わない。

(別紙1) 実証試験要領の構成

| 構成 | 記載内容 |
|---------------|---|
| 緒言 | 本実証試験要領の対象となる技術の内容、実証試験の種類、概要 |
| 対象技術 | 本実証試験要領の対象となる技術の内容（用途、作動原理、能力・規模等） |
| 実証試験の基本的考え方 | 把握すべき事項、配慮すべき事項、実証対象機器の稼働・負荷の設定等についての考え方 |
| 用語の定義 | JIS等の用語の定義の引用 |
| 実証試験実施体制 | 実証試験に関する各主体の役割分担、責任範囲（費用負担含む） |
| 環境省 | 環境省の役割分担、責任範囲 |
| 環境技術実証事業検討会 | 環境技術実証事業検討会の役割分担、責任範囲 |
| 実証機関 | 実証機関の役割分担、責任範囲 |
| 実証試験実施機関 | 実証試験実施機関の役割分担、責任範囲 |
| 技術実証委員会 | 技術実証委員会の役割分担、責任範囲 |
| 環境技術開発者等 | 環境技術開発者・販売店等の役割分担、責任範囲 |
| 実証試験実施場所の所有者○ | 実証試験実施場所の所有者の役割分担、責任範囲 |
| 実証対象技術の公募 | 対象技術の公募の際、実証申請書に記載すべき内容 |
| 実証試験の準備○ | 実証試験を実施する前に行っておくべき事項 |
| 実証試験実施場所の選定○ | 設置場所の条件（与える環境負荷量、試験期間、機器の稼働条件等に配慮） |
| 実証対象機器の据え付け○ | 実証対象機器の据え付け方法、据え付けに際して配慮すべき事項 |
| 実証対象機器の準備運転 | 実証試験までの間における試運転の実施方法 |
| 実証試験の準備○ | 実証試験に必要となる仮設物の設置方法 |
| 実証対象機器の稼働○ | 実証試験期間中における機器の運転方法、維持管理方法等 |
| 運転○ | 運転方法、運転状況の記録方法 |
| 維持管理○ | 維持管理の方法 消費エネルギー、廃棄物の発生量、維持管理に要するコスト等の状況の記録 |
| 設置条件関連項目○ | 気温、湿度、降水量等設置場所の気象条件 |
| 実証試験の方法 | 実証試験を行う項目とその試験方法 |

添付資料

| | |
|------------|--|
| 試験条件 | 試験実施時における機器の使用環境（例えば、稼働率、試験に供する試料（環境負荷の濃度、量等）、気温）、試験期間等 |
| 性能試験項目 | 汚染物質等の濃度及び関連する項目の測定方法、測定時期、測定頻度、精度管理方法等 |
| 周辺環境影響項目等○ | 周辺環境への影響の把握に必要な項目等の測定方法、測定時期、測定頻度、精度管理方法等 |
| 実証試験計画 | 実証試験計画として定める事項 |
| 取りまとめ | |
| 実証試験結果 | 性能試験項目、周辺環境影響項目等の測定値の取扱方法、計算方法、集計方法等 |
| レポートの作成 | レポートに記載する事項、取りまとめ方法 |
| 付録 | 参考となるJISの番号等を記載する。 手数料の項目を定める資料を添付する（事業実施要領第2部に該当する分野のみ）。 |

○：現地に設置して実証試験を実施する場合に必要となる構成